

教科書検定意見撤回に関する意見書

平成19年3月30日、文部科学省は、平成20年度から使用される高等学校教科書の検定結果を公表したが、沖縄戦における集団自決の記述について、「沖縄戦の実態について誤解するおそれのある表現である。」との検定意見を付し、日本軍による命令、強制、誘導等の表現を削除、修正させた。

その理由として同省は、最近の学説状況の変化や大阪地裁で係争中の訴訟での、原告側の元軍人の証言などを根拠として挙げているが、判決が出ていない訴訟での原告だけの主張を取り入れ、検定意見に反映させたのは一方的であると考える。

沖縄戦における集団自決が、日本軍による関与なしに起こり得なかったことは紛れもない事実であり、沖縄は、本土防衛の盾となるなどの経緯があった中、集団自決の体験者も重い口を開き、次々と証言をはじめられたところに今回の削除、修正は、それらの証言をも否定しようとするものである。

よって、政府におかれては、沖縄戦の実相を正しく伝えるとともに、悲惨な戦争を再び起こさないようにするため、今回の検定意見を撤回し、集団自決の記述の回復を速やかに行うよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年2月27日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

社会福祉事業従事者の労働条件改善等に関する意見書

近年、全国的に社会福祉施設等での職員確保が深刻な問題となっており、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが、今や国民生活にかかわる喫緊の課題である。

そのためにも、福祉・介護サービスの仕事が就職期の若年層を中心とした国民各層から選択される職業となるよう、他の分野とも比較して適切な給与水準が確保されるなど労働環境を整備する必要がある。

国においては、上のような認識のもと、平成5年の福祉人材確保指針を改定し、平成19年8月に「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(以下「新基本指針」という。)を策定されたが、この新基本指針が実効性を発揮し、国における施策の充実・改善が図られることを願うものである。

よって政府におかれては、次の措置を講じられるよう、強く要望いたします。

- 1 新基本指針の実効性が発揮され、魅力と働きがいのある福祉職場をつくるため、賃金や労働条件の改善を図る施策を充実・改善すること。
- 2 国民への行き届いた福祉の提供と職員の労働環境の改善のために、福祉施設の職員配置を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年2月27日

尼崎市議会議長

関係大臣あて